

# 神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

## 1 改正理由

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）の一部改正等に伴い、神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号。以下「規則」という。）の固定資産税に関する規定や様式等を改正することとします。

## 2 改正の概要

### (1) 固定資産税

#### ① 条例第37条の3第2項に規定する規則で定める申告書等

##### (概要)

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書に関する規定を追加します。

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、条例第37条の3第2項に規定する申告をする際には、認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書に、以下の書類を添付するものとします。

- ・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第3項に規定する書類

##### (理由)

条例第37条の3第2項が、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書については規則で定めるものとしているために、申告書の様式と申告書に添付すべき書類について定める改正を行うものです。

#### ② 条例第37条の4第3項に規定する規則で定める申告書等

##### (概要)

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書に関する規定を追加します。

法附則第15条の8第2項の貸家住宅に対する固定資産税の減額について、条例第37条の4第3項に規定する申告をする際には、固定資産税の減額を受くべき新築住宅の申告書に、以下の書類を添付するものとします。

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類
- ・当該貸家住宅の建設に要する費用について地方税法施行令附則（昭和25年政令第245号）第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類

##### (理由)

条例第37条の4第3項が、法附則第15条の8の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税の減額申告書については規則で定めるものとしているために、申告書の様式と申告書に添付すべき書類について定める改正を行

うものです。

③ 条例第37条の5第3項に規定する規則で定める申告書等

(概要)

耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額申告書に関する規定を追加します。

法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、条例第37条の5第3項に規定する申告をする際には、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書に、以下の書類を添付するものとします。

- ・ 地方税法施行規則附則第7条第8項各号に規定する書類

(理由)

条例第37条の5第3項が、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書については規則で定めるものとしているために、申告書の様式と申告書に添付すべき書類について定める改正を行うものです。

④ 条例第37条の5第4項に規定する規則で定める申告書等

(概要)

耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額申告書に関する規定を追加します。

法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の減額について、条例第37条の5第4項に規定する申告をする際には、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書に、以下の書類を添付するものとします。

- ・ 地方税法施行規則附則第7条第9項各号に規定する書類

(理由)

条例第37条の5第4項が、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書については規則で定めるものとしているために、申告書の様式と申告書に添付すべき書類について定める改正を行うものです。

⑤ 条例第37条の5の2第3項に規定する規則で定める申告書等

(概要)

特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産税の減額申告書に関する規定を追加します。

法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額について、条例第37条の5の2第3項に規定する申告をする際には、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書に、以下の書類を添付するものとします。

- ・ 地方税法施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類

(理由)

条例第37条の5の2第3項が、特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産税の減額申告書については規則で定めるものとしているために、申告書の様式と申告書に添付すべき書類について定める改正を行うものです。

⑥ 条例第37条の6の2第2項に規定する規則で定める申告書等

(概要)

利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額申告書に関する規定を追加します。

法附則第15条の11第1項の利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額について、条例第37条の6の2第2項に規定する申告をする際には、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額申告書に、以下の書類を添付するものとします。

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し
- ・主として、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類

また、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額申告書の様式を定めます。

(理由)

条例第37条の6の2第2項が、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額申告書については規則で定めるものとしているために、申告書の様式と申告書に添付すべき書類について定める改正を行うものです。

(2) 様式の削除・改正

平成31年度の課税に向けて、以下の様式の改正を行います。

- ・納税通知書（第4号様式）・市民税県民税税額変更通知書（第9号の2様式）、年金所得等に係る市民税県民税特別徴収税額決定・変更通知書（第10号の2様式）の記載の一部を変更します。
- ・相続人の代表者の指定（変更）届出書（第23号様式）について、届出に係のある市税に軽自動車税を加える等の変更を行います。
- ・認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書（第35号の3の2様式）の記載の引用条文の変更を行います。
- ・住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書（第35号の4の2様式）の記載の引用条文の変更等を行います。
- ・高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書（第35号の4の3様式）の記載の引用条文の変更を行います。

- ・熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書（第35号の4の4様式）の記載の引用条文の変更等を行います。
- ・改修実演芸術公演施設に係る固定資産税の減額に関する申告書の様式（第35号の4の6様式）を追加します。
- ・貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税減額申告書兼公共施設整備認定申請書に関する様式（第35号の4様式）を削除します。
- ・法人市民税の更正・決定通知書（第7号様式）及び法人市民税の減免通知書（第10条の6様式）における記載欄の追加を行います。

(3) その他

法及び条例の改正に伴う項ずれ等，規定の整備に係る改正をします。

3 規則の施行予定日

公布の日より施行。


第4号様式  
(その1)

税額決定  
市民税・県民税 納税 通知書

年度	区	通知書番号	組合番号

年 税 額 ①	
給 与 か ら の 特 別 徴 収 税 額 ②	
公 的 年 金 か ら の 特 別 徴 収 税 額 ③	
普 通 徴 収 税 額 (①-②-③) ④	
納 付 済 額 又 は 前 の 通 知 書 で 納 め る 税 額 ⑤	
所得割額より控除できなかつた配当割額・株式等譲渡所得割額 控除額 ⑥	
⑤ の うち 普 通 徴 収 税 額 に 充 当 す る 額 ⑦	
こ の 納 付 書 で 納 め る 税 額 (④-⑤-⑦) ⑧	

地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて本書のと  
おり賦課しましたので、各納期限までに必ず納税してくだ  
さい。

年 月 日 神戸市長 

公的年金から特別徴収(引落とし)される税額(④)

徴 年 収 金 税 特 額 別	仮 特 別 徴 収 税 額 (④) 円		特 別 徴 収 税 額 ( ④ ) 円		翌 年 度 仮 特 別 徴 収 税 額 円	
	年 4 月		年 10 月		年 4 月	
	年 6 月		年 12 月		年 6 月	
	年 8 月		年 2 月		年 8 月	

この納税通知書で納める税額(普通徴収) (⑧)

	期 別	各期の税額 (④-⑤) 円	充当額 (⑦) 円	差引納付額 (⑧) 円	納 期 限
普 通 徴 収 税 額	第 1 期				年 月 日
	第 2 期				年 月 日
	第 3 期				年 月 日
	第 4 期				年 月 日

問 合 せ 先	郵便番号
	市税事務所 市民税担当
	電話 078( ) (区役所代表)

## 備考

- 1 この納税通知書には、次に掲げる事項を記載すること。
  - (1) 賦課の根拠となる法律及び条例の規定
  - (2) 税額算出の基礎(課税標準額を含む。)
  - (3) 税率
  - (4) 納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置
  - (5) 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定に基づく教示事項
  - (6) 特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によつて徴収されるものであること。
- 2 納付の場所を記載すること。

	<p>年度</p> <p>市民税 県民税</p> <p>税額変更通知書</p> <p>あなたの市民税・県民税を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて次のとおり税額を変更する賦課決定をしました。 別途お送りする納付書によつて各納期限までに必ず納税してください。 なお、口座振替をされている方には納付書はお送りしません。ただし、随時分は口座振替を行いませんので別途お送りする納付書で納付してください。</p>
--	---

神戸市長 印

区	整理番号	税額変更理由	年度該当

所得金額 単位：円

		修正前の金額	修正後の金額	
総合課税所得金額	営業等			
	農業			
	不動産			
	利子			
	配当			
	給与収入			
	給与所得			
	公的年金等収入			
	雑			
	譲渡・一時			
純・雑繰越損失				
小計				
分離短期	特別控除			
	一般			
	軽減			
分離長期	特別控除			
	一般			
	特定			
株式等	譲渡	上場		
		非上場		
	上場配当			
	繰越損失			
先物	雑所得			
	繰越損失			
山林・退職				
条約利子・配当				

所得控除額 単位：円

		修正前の金額	修正後の金額
雑損			
医療費			
社会保険料			
小規模企業共済等			
生命保険料			
地震(損害)保険料			
寄附金			
障・老・寡・勤			
配偶者			
配偶者特別			
扶養			
基礎控除			
計			

納期、税率、賦課の根拠等は裏面を御覧ください。

人的控除の内訳

区分		修正前	修正後	区分		修正前	修正後
本 障 害	特別			配 偶 者	老人		
	他				他		
老年者				扶 養	同老		
寡 婦	一般				老人		
	特別				特定		
寡夫				他			
勤労学生				扶 養 障 害	同特		
					特別		
					他		
控除対象外				修正前	修正後		
16歳未満の扶養親族数							

課税標準額 単位：円

		修正前の金額	修正後の金額
課税総所得			
課税短期譲渡			
課税長期譲渡			
課税株式・先物			
課税山林・退職			
課税条約利子・配当			

税額控除額の内訳 単位：円

		市民税(円)	県民税(円)			市民税(円)	県民税(円)
調整				配当			
住宅借入金等				配当割株譲割			
外国税額				寄附金			

公的年金から特別徴収(引落し)の方法

によって徴収する額及び徴収月 単位：円

		修正前の金額	修正後の金額
年	4月		
年	6月		
年	8月		
年	10月		
年	12月		
年	2月		
年	4月		
年	6月		
年	8月		

年金保険者との事務手続上、年金からの特別徴収(引落し)の中止が間に合わない場合があります。その納め過ぎとなつた額については、還付または他の未納の市税に充当されます。

税額 単位：円

		修正前の金額	修正後の金額	増減額
市 民 税	税額控除前所得割額			
	税額控除額			
	税額控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
県 民 税	税額控除前所得割額			
	税額控除額			
	税額控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			

年税額			
既納額 (特別徴収税額)			
普通徴収税額			

各期の納付税額 単位：円

		修正前の金額	修正後の金額	増減額	
各 期 の 税 額	第1期分				
	第2期分				
	第3期分				
	第4期分				
	随 時 分	納期( )月			
		納期( )月			
納期( )月					
配 当 割 等 の 充 当 額	第1期分				
	第2期分				
	第3期分				
	第4期分				
	随 時 分	納期( )月			
		納期( )月			
納期( )月					
差 引 納 付 額	第1期分				
	第2期分				
	第3期分				
	第4期分				
	随 時 分	納期( )月			
		納期( )月			
納期( )月					

(備考)

減額になる場合で、既に年税額をお納めになっているときは、その納め過ぎとなつた額が還付又は他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、行財政局主税部納税促進課より過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。

## 備考

- 1 この税額変更通知書には、次に掲げる事項を記載すること。
  - (1) 賦課の根拠となる法律及び条例の規定
  - (2) 税額算出の基礎(課税標準額を含む。)
  - (3) 税率
  - (4) 納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置
  - (5) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項
  - (6) 特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によつて徴収されるものであること。
- 2 納付の場所を記載すること。



年金所得等に係る市民税県民税  
特別徴収税額決定・変更通知書

Table with 3 columns: 区, 通知書番号, 税額変更理由

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によつて徴収する額は次のとおりです。

Table for 特別徴収年税額 with columns for 円

市民税・県民税の税額を地方税法及び市税条例の規定によつて、本書のとおり決定しましたので、お知らせします。

神戸市長 印

年 月 日

Table for 徴収月と金額 with columns for 年4月, 年6月, 年8月, 年10月, 年12月, 年2月

※4月・6月・8月に徴収する額は昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があつた場合は、改めて通知します。

問合せ先 section with fields for 郵便番号, 市税事務所 市民税担当, 電話 078( ) (区役所代表)

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によつて徴収します。

Table for 翌年度仮徴収額(年) with columns for 4月, 6月, 8月

Table for 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称 and 特別徴収を行う公的年金の種類

※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています

Main income table with columns: 所得区分, 所得金額 円, 変更前所得金額 円. Includes sections for 総所得金額の内訳 and 分離課税所得金額の内訳.

・所得控除額(2)の内訳

Table for 所得控除額 with columns: 所得控除区分, 所得控除額 円, 変更前所得控除額 円. Includes categories like 基礎, 障害者, 寡婦(夫), etc.

・人的控除の内訳

Table for 人的控除の内訳 with columns: 区分, 内訳, 変更前. Includes categories like 同居老親, 老人, 特定, etc.

(内訳欄に\*印又は人数を表示しています)

Table for 控除対象外 with columns: 内訳, 変更前. Includes 16歳未満の扶養親族数.

※軽減が適用されている場合に軽減コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

・課税標準額(1-2)

Table for 課税標準額 with columns: 区分, 課税標準額 円, 変更前課税標準額 円. Includes categories like 総所得, 短期譲渡, etc.

・税額控除額(3)の内訳

Table for 税額控除額 with columns: 区分, 市民税(円), 県民税(円). Includes categories like 調整, 住宅借入金等, etc.

・税 額 【所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額】

Large table for 税額 with columns: 内 訳, 決定税額 (市民税, 県民税), 変更前税額 (市民税, 県民税), 増減額 (市民税, 県民税). Includes rows for 税額控除前所得割額, 均等割額, 減免額, etc.

税額控除前所得割額(4)は課税標準額(1-2)のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。(注) 市民税・県民税が納めすぎとなつた場合は、その額が還付又は他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。

備考 この特別徴収税額決定・変更通知書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 賦課の根拠となる法律及び条例の規定
- (2) 税額算出の基礎
- (3) 税率
- (4) 納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られる措置
- (5) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項
- (6) 特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によつて徴収されるものであること。

相続人の代表者の指定（変更）届出書				届 出 区 分	該当するものに○を つけてください。	新 指 定 代表者変更
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                     受付印                 </div>	年 月 日 神戸市長 宛	被相 続 人	死亡時の住所又は居所		(フリガナ) 氏 名	
					死亡した日 年 月 日	
上記の被相続人に対する市税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定（変更）します。		相代 続 表 人 の 者	住所又は居所  (電話 — — )		(フリガナ) 氏 名 <span style="float: right;">㊦</span>	
					生年月日 年 月 日	
被相続人との続柄 及び 相 続 分		相続人の住所又は居所及び氏名		被相続人との続柄 及び 相 続 分		相続人の住所又は居所及び氏名
続 柄				続 柄		
相続分		㊦		相続分		㊦
続 柄				続 柄		
相続分		㊦		相続分		㊦
続 柄				続 柄		
相続分		㊦		相続分		㊦
備 考				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">代表者変更</div> 前代表者氏名 <span style="float: right;">㊦</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">届出の場合</div> 前届出日 年 月 日		
この届出に関係がある市税を○で囲んでください。足りない場合は書き加えてください。						
市 県 民 税 普 通 徴 収	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	固 定 資 産 税 (償却資産)	軽 自 動 車 税			
(注意) 1 この届出書は、1通提出された場合でも関係がある市税の各税目について届出があったものとして取り扱いますが、関係税目が2以上あるときは、なるべく税目の数と同じ数の届出書（うち1通を正本とし他は写でもよい）を提出してください。 2 相続の限定承認をした場合は、その旨を備考欄に記入するとともに裁判書の謄本又はその写しを添付してください。 3 相続人が個人の場合にあっては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を、被相続人から包括受遺を受けた法人である場合にあっては当該法人の同条第15項に規定する法人番号を氏名欄に記載してください。						

受付印

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称



個人番号又は  
法人番号

電話

地方税法附則第15条の7第1項又は第2項及び神戸市市税条例第37条の3第1項の規定に基づく新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額について、同法附則第15条の7第3項及び同条例第37条の3第2項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在地	神戸市 区		
家屋番号		床面積	..... m <sup>2</sup>
種類		構造	
建築年月日	年 月 日		

受付印

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

個人番号又は  
法人番号

電話

住宅耐震改修を行った家屋について、地方税法附則第15条の9第1項及び神戸市市税条例第37条の5第1項、又は同法附則第15条の9の2第1項及び同条例第37条の5の2第1項の規定に基づく減額について、同法附則第15条の9第2項及び同条例第37条の5第2項、又は同法附則第15条の9の2第2項及び同条例第37条の5の2第2項の規定により、次のとおり申告します。

所在地	神戸市 区		
家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
種類		構造	
建築年月日	年 月 日	耐震改修が完了した年月日	年 月 日
耐震改修に要した費用	円		
<input type="checkbox"/> 本家屋は、改修により認定長期優良住宅に該当しています。(※)			

(※) 住宅耐震改修工事に伴い、同法附則第15条の9の2第1項及び同条例第37条の5の2第1項の規定する認定長期優良住宅に該当した場合、チェックしてください。

受付印

高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称



個人番号又は  
法人番号

電話

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項及び神戸市市税条例第37条の5第1項の規定に基づく高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額について、同法附則第15条の9第6項及び同条例第37条の5第3項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在地	神戸市 区		
家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
種類		構造	
建築年月日	年 月 日	改修工事が完了した年月日	年 月 日
当該改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に居住している高齢者等	氏名	改修工事に要した費用の額(①)	円
65歳以上の者		地方税法施行令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額(②)	円
要介護認定又は要支援認定を受けている者		当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額(①-②)	円
障害者			円

受付印

熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分等に係る  
固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称



個人番号又は  
法人番号

電話

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項及び神戸市市税条例第37条の5第1項，又は同法附則第15条の9の2第4項又は第5項及び同条例第37条の5の2第1項の規定に基づく固定資産税の減額について，同法附則第15条の9第11項及び同条例第37条の5第4項，又は同法附則第15条の9の2第6項及び同条例第37条の5の2第3項の規定により，次のとおり申告します。

家屋の所在地	神戸市 区		
家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
種類		構造	
建築年月日	年 月 日	改修工事が完了した年月日	年 月 日
改修工事に要した費用	円		
<input type="checkbox"/> 本家屋は，改修により認定長期優良住宅に該当しています。(※)			

(※) 熱損失防止改修工事に伴い，同法附則第15条の9の2第4項又は第5項及び同条例第37条の5の2第1項の規定する認定長期優良住宅に該当した場合，チェックしてください。

受付印

改修実演芸術公演施設に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

個人番号又は  
法人番号

電話

改修実演芸術公演施設について、地方税法附則第 15 条の 11 第 1 項及び神戸市市税条例第 37 条の 6 の 2 第 1 項の規定に基づく減額について、同法附則第 15 条の 11 第 2 項及び同条例第 37 条の 6 の 2 第 2 項の規定により、次のとおり申告します。

所在地	神戸市 区		
家屋番号		床面積	..... m <sup>2</sup>
種 類		構 造	
用途	<input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> 演劇場 <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 公会堂		
建築年月日	年 月 日	改修工事が完了した年月日	年 月 日
改修工事に要した費用	円		



法人市民税の 更正 通知書  
決定

管理番号

様

地方税法第20条の9の3及び第321条の11並びに神戸市市税条例第12条の2及び第30条の3の規定によつて、下記のとおり更正、決定しましたので通知します。

神戸市長



事業年度又は 年月日 から 年月日 まで  
連結事業年度

		既 申 告 額(円)	更正, 決定額(円)	差 引 増 減 額(円)
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額 及 び そ の 法 人 税 割 額				/
分 割 基 準 神 戸 市 分 全 従 業 者 数		—	—	/
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額				/
税 額 控 除 前 の 法 人 税 割 額				/
税 額 控 除	市町村民税の特定寄附金税額控除			/
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			/
	外国の法人税等の額の控除額			/
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額			/
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			/
法 人 税 割 額				
均 等 割 額				
納 付 す べ き 市 民 税 額		/	/	

均 等 割 額 の 明 細	区 名	月 数	従 業 者 数 (人)	均 等 割 額 (円)
	東 灘			
	灘			
	中 央			
	兵 庫			
	長 田			
	須 磨			
	垂 水			
北				
西				

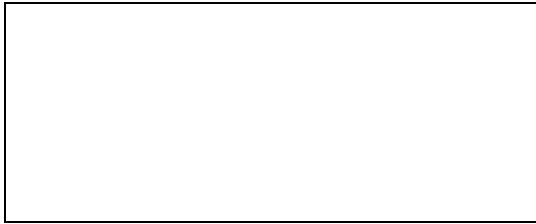
更正, 決定の理由		1 法人税の更正, 決定による
		2 更正の請求による
		3 分割基準の修正による
		4 計算誤りによる
		5 その他 ( )

更正の請求日	年 月 日
法人税の更正, 決定通知日 法人税の修正申告年月日	年 月 日
法定納期限	年 月 日
指定納期限	年 月 日

備考

管理番号

法人市民税の減免通知書



年 月 日受付の法人市民税の減免申請について、神戸市市税条例第33条第 項及び神戸市市税条例施行規則第15条の2第 項の規定によつて、下記のとおり決定しましたので通知します。

神戸市長

通知日

事業年度又は  
連結事業年度

年 月 日から 年 月 日まで

		減免前の市民税額(円)	減免後の市民税額(円)	差引増減額(円)
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額				/
分割基準	神戸市分	_____	_____	/
	全従業者数			
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額				/
税額控除前の法人税割額				/
税額控除	市町村民税の特定寄附金税額控除			/
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			/
	外国の法人税等の額の控除額			/
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額			/
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			/
法人税割額				/
均等割額				/
納付すべき市民税額		/	/	

均等割額の 明細	区名	月数	従業者数(人)	均等割額(円)
	東灘			
	灘			
	中央			
	兵庫			
	長田			
	須磨			
	垂水			
	北西			

理由	5 減免申請による
----	-----------

法定納期限	年 月 日
指定納期限	年 月 日

備考